

防府市上下水道局建設工事等設計書の情報提供に関する要綱

平成30年2月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局（以下「上下水道局」という。）で入札を執行し、本契約を締結した防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱第1条に定める建設工事等（以下「建設工事等」という。）に係る単価及び金額等の記載された設計書（以下「設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定める。

(情報提供の対象となる設計書)

第2条 情報提供の対象となる設計書は、上下水道局で作成した次に掲げるもの（これらに類するものを含む。）で、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号。以下「条例」という。）第6条に規定する非公開情報が含まれない（全部公開となる）ものとする。

- (1) 表紙
- (2) 工事費内訳書及び業務委託費内訳書
- (3) 明細表
- (4) 代価表
- (5) 施工パッケージ単価表
- (6) 運転費

(情報提供の申込み)

第3条 前条に規定する設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、防府市上下水道局建設工事等設計書情報提供申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を建設工事等の施工主管課（以下「主管課」という。）へ提出するものとする。

2 前項による提出は、窓口への持参、郵送又はFAXのいずれかで行うものとする。

3 第1項の提出先が、複数にわたる場合は、いずれかの主管課にまとめて提出することができるものとする。

(情報提供の方法)

第4条 設計書の情報は、PDF形式による電子データ（以下「データ」とい

う。)で提供するものとする。

2 前項の提供は、申込書に記載されたメールアドレスヘータを送信する方法で行うものとする。

3 データの送信に当たっては、設計書情報の保護を図るため、相応の手段を講じるものとする。

(情報提供の実施)

第5条 第3条の申込みがあったときは、情報提供の可否について、主管課の課長の決裁を受けるものとする。

2 前項により情報提供ができる設計書については、前条により当該設計書の情報を申込者に提供するものとする。

3 第2条及び第1項により情報提供ができない設計書については、申込者に対しその旨を通知するとともに、情報公開制度を利用することができる旨を併せて通知するものとする。

(情報提供の期限)

第6条 この要綱で情報提供できる設計書の情報の提供期限は、当該設計書による建設工事等の本契約の締結日から2年を経過した日の属する年度末までとする。

(費用負担)

第7条 この要綱による設計書の情報提供に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、防府市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。